



# こんな職場は 違法だ

- 残業代が払われない  
・ (20時間までなど) 上限がある

- 突然解雇された

- 休み・有給休暇が  
取れない

## ● 労働基準法(要旨)

第20条 労働者を解雇しようとする場合には、30日前に予告しなければならない。予告しない使用者は、30日分の賃金を支払わなければならない。

第37条 残業・休日出勤の場合は、使用者は通常の賃金の25~50%の割増賃金を支払わなければならない。

第39条 使用者は、六ヶ月間継続勤務した労働者に…有給休暇を与えなければならない。